

七月四日。前田利家、越中阿尾城主菊池武勝に、その媾和條件を示す。

【菊池文書】

一九〇二

覺

一、妻子御きもいり第一之事。
 一、さいし等ぬがし被申、此方へ同心有之儀、以來いぶかしく思候はん由、尤候。身上之儀には、親をきり子をきり候事もあるならひに候。其上貴老と我等間の事は、にわか之儀にあらず候。連々内々申通首尾候間、此度家を被相立候様ニ尤候。殊ニ佐藏・神安へ本知ことく被召放、御不足ふかく候へば、他のひはん有べからず候。其段可御心易候事。
 一、令同心上は、たれく表裏申候共、直に可相尋事。
 一、せいしの事は、何時にても筆もとみせに可給候。則渡し可申候事。
 一、其國越後へしたが候時の本知を、藏介・神安手まへにとり入候由。尤之存分候。本意此節之事。

一、當郡之内、相浦と申所、狩野など相違有間敷候事。

一、石動之下、うなみをきりニ可進之事。

一、朝日山の下川きりに、かたをほうしに、右の相浦くつろをさかい、上庄可進候。殊一萬石まで有まじきの由候。彌相違有まじく候事。

一、五位庄事は、治部左衛門かたより懇ニ可申候事。

一、其國無事に成候はん由、中々無及事ニ候へども、萬一和睦に成候はゞ、其方本知行ほど進之、我等かへ可申候事。

一、其方行歩かなはざるニ付て、二人の息陣參被調、その方へゆるくと有度由、心得申候事。

一、その國一篇に申付候はゞ、要害無相違様ニとの事、心得申候事。

一、賀州よりあき人つけ言申の由、其覺悟可仕之事。

一、湯山の事、才專一候。如書付、則彼かたへ状を遣候。其方より被遣可給候。首尾被相合尤候。せんのせんと申は此所に候事。

一、此儀おんみつ可仕事、心得申候。專一にて候事。

右いづれも相違有まじく候。追而せいしの筆もとみせに、たしかなる人を可給候。直談にもくはしく申度候。委細は治部左衛門かたより可被申候。以上。

賀(前田) 又

利 家 在判

(天正十三年) 七月四日
阿尾右衛門入連
あ 右 入

参

七月五日。前田利家、能登の青木善四郎等に、越中の國境を警戒して羽柴秀吉の出馬を待たしむ。

【青木文書】

一九〇三

尙以藏助越前ニ有之むすめ被送返候。然者彌無事など云事會以無之候。以上。

書状令披見候。仍藏介鳥越表迄越候へ共、別なる子細も無之、引かへし候。ます山の普請など仕候共、かへ候事は難成候。近日御出馬に候間、いづかたも一なでに可

仕候。其元機遣も今少之間に候。由斷有間敷候。堺目之判形取候所々へも申遣、細々注進尤候。たしかの事不申候はゞ、不念之事候間可放火候由、かたく可申付候。謹言。

又(前田) 左

利 家 在判

(天正十三年) 七月五日
青木善四郎殿
大屋助兵衛殿

七月十七日。羽柴秀吉、前田利家に、來月四日を以て自ら出馬せんとするを告げ、且諸般の準備を爲さしむ。

【拾遺温故雜帖】

一九〇四

急度申候。仍來四日至越中表出馬候。人數先々之備目錄今朝蜂出ニ相渡候。定而可參着候。分別候て、先々儀無越度様ニ尤候。委細者蜂屋口上ニ申含候條、相談肝用候也。

(天正十三年) 七月十七日
前田又左衛門尉殿

(羽柴) 吉 在判